

専門職としての保育者

高橋 さやか

保育——乳幼児の教育、また、生活において当然に保護をうける権利をもつ、ハンディキャップを負って生きる心身障害児の教育について、現場の実践

に責任を以て当る者、保育者。その保育者の専門性はしばしば問われるところであり、また専門職として何を学び、如何に訓練されてその専門家としての能力を身につけるかについても、重々問題にされているところである。ことに、転職者の免許のあり方が見直され、幼稚園教育要領の改訂もとりあげられようとしている現時点で、専門職としての保育者はその存在意義を、一通りならぬ様々の視角から注目され見定め直されようとしている、……それはぬきさしならない現実として認められよう。

しかしながら、制度上、あるいは実質上、それぞれの当事者がそれぞれの立場から、とりあげたり新しい規定を公示したり、解説したりされるであろう

が、その実、保育及び保育者が、真実、正当適切なあり方を確立確保できるか否かは、遺憾ながらあまり期待できないように思われてならない。

保育のいとなみにとって、何をにおいても必要なこと、いとなみをいとなみとして成立させ得る一事は、対象者を生かし発育発達させることである。それは、対象者を理解し、対象者に適正に対応することなしには為し難いとなみである。

端的に言って、保育者は、何の専門家であるか、保育という仕事は何をする仕事か、といえば、子どもを理解し、子どもとよき対応をすることの専門家であり、子どもを理解すること子どもとよき対応をすることこそがその仕事——専業である、と言い切ることができると考ええる。

保育者は、体力にも恵まれ、音楽やリズム・舞蹈などにかかわる才能、造形分野の才能をもち、話

術も巧みでちょっとしたタレントなみに演出技力もあり、その上、理科の分野の相当巾ひろい知識もち、社会性も円満調和的で節度を弁え、常識豊かで作法も心得ている、……まあ、これだけ兼備することなみ大ていではないが、しかもなお、これらのことに相当にすぐれていたとしても、所詮どれ一つをとりあげても専門家というには及び難い程度であるし、まして、これだけの分野全面にわたって専門家といわれるほどの実力はとてもものに身につけられるはずがない、従って、保育者とは、どうも専門性稀薄ななんでもやであるにすぎない、……世上一般の保育者観は、大方、このようなところではないだろうか。母親の代現者であれ、とか、愛の補給者であれ、とか、そのような言われ方もあると思うが、一見きれいごとに聞こえるようでいて、代理・補充の役割なり、とりもなおさず本職の専門家は、他に在る、ということになる。

はっきり言えることは、母親であることは現代で

は、子育ての専門家であるという意味を失っている、ということである。少くとも子育てのいとなみのすべてを負う、専門家ではあり得ない。子どもを生めば誰でも母親になる（である）が、今日では、生みさえすれば育てられるようになる、と保障されるほど、子育ては単純容易なとなみではなくなっている。子どもを育てるためには、子どもが育つ、という実態をそれこそ専門的に理解し、その成長発達の可能性をできるだけ害わず、できるだけ高めなければならぬ。育つ力はもちろん子ども自身のものであるが、それを強め高めるものは、子どもが対応し、子どもに対応する、生活の、成長発達のための共同者なのである。そして対応の代表的な活動が遊戯活動である。その意味で昔から言われてきたように、保育者は、子どもとよく遊ぶことにおける専門家でなければならぬ。それはまた、「我らをして子らに生かしめよ」と呼ばわった先達の足あとをたどることでもある、と言うことになるであらう。